別紙

1　エンゼルヘルパー派遣事業の援助内容について

千葉市エンゼルヘルパー派遣事業実施要綱のほか、以下の通りとします。

（1）　利用できる・利用できない場合の一覧

大項目	中項目	小項目①（利用できる場合）	小項目（①利用できない場合）
利用時の状況		・（乳幼児を除いて）利用者、その配偶者、又はその親族のいずれか１名のみ在宅 ※多胎世帯のみ２名以上の在宅可 ※妊娠中の利用者は、妊娠をされているご本人のみとなります	・ヘルパーのみ、ヘルパーと乳幼児のみでの留守番 ・（乳幼児を除いて）在宅している１名が在宅勤務をしている（職務専念につき、利用者不在）
		・複数以上が在宅しているが、そのうち利用者以外は在宅勤務	・配偶者、又は親族が在宅
		・乳幼児(1 歳未満)が在宅している または入院中	・（入院以外で）乳幼児が在宅していない
その他	ペット		ペットのお世話、散歩、ペット環境の掃除
	体調不良		利用者または同居家族が以下の場合 ・発熱や咳等の風邪症状がある場合 ・感染性疾患に罹患した場合 ・同居家族等が新型コロナウイルス感染症の感染者であり、感染の可能性が高い場合
	駐車場所	・自宅敷地内に駐車場を用意、又は近隣パーキング（駐車場代を申請者が負担※） ※駐車場代のご負担をご了承いただけない場合、派遣できるヘルパーが限られます。	・（幕張ベイタウンを含む）路上駐車 ・公共施設、店舗の無料駐車場等(施設利用目的外の利用となるため) ※例‥区役所、コミュニティセンターや公園の駐車場など
	天候など		・悪天候時や派遣予定者の体調不良等

（2） 援助できる内容・できない内容について

ア 家事援助

大項目	中項目	小項目①（援助できる内容）	小項目②（援助できない内容）
家事援助	食事	・調理、配膳、片付け、食器洗い ご家族１食分(主菜・副菜各１品程度)が目安	・食事は、一般的な家庭料理のみとし、衛生面から複数日分の作り置きは不可 ・離乳食を作ることはできません。
	衣類の洗濯、補修	・洗濯、アイロンがけ、 ・裁縫（ボタン付けや簡易な補修）	・裁縫（ミシンを使う繁雑な補修） ・入園、入学用の手作り用品（手提げバック、ランチョンバック、ネーム入れ等）
	日常的な清掃、整理整頓	・日常的な清掃、整理整頓のみ可 ① **掃除場所**（リビング・居間・寝室、トイレ、風呂、洗面所の掃除、玄関、ベランダ） ② **掃除方法** 掃除機、雑巾、ほうきその他日常的な清掃用具を活用するもの ③ 掃除用具・掃除洗剤等 利用者宅で使用しているもので掃除をおこなう	・非日常的（大掃除）な清掃、整理整頓は不可（以下例示）、家具の移動、 ① **掃除場所**（空調（エアコンや換気扇）、排水溝、庭関連の掃除、車） ② **掃除方法**（カビ取り、高所（脚立を使用する場合を含む）、特殊な機器を用いること） ③ **掃除用具・掃除洗剤等** 事業者（ヘルパー）が掃除用具・洗剤等を持ち込み掃除をすることはしない
	その他	・日用品の買い物 （徒歩圏内の店舗のみ可） ・その他必要な家事援助（布団干し、ゴミ出し、宅配の受け取り）	・特殊事情による買い物（出産祝いのお返しの買い物、ギフト購入等） ・金銭の取り扱いを主目的とするもの（金融機関への現金のお振込み・引き出し） ・リサイクル品販売小荷物等の発送（コンビニ、郵便局等への持ち込み） ・コインランドリーやクリーニング店への衣類の持ち込み、受け取り

イ 育児援助

大項目	中項目	小項目①（援助できる内容）	小項目②（援助できない内容）
育児援助	授乳	・（哺乳瓶による）授乳行為、粉ミルク調合、湯沸かし、ポット等への保温、哺乳瓶の洗浄、消毒、片付け	・母乳マッサージの施術 ・母乳、栄養ミルク等の相談、指導
	おむつ交換		・布おむつ等の手洗い
	沐浴介助	・ベビーバスの用意及び片付け、沐浴後の着替えの用意 ・お子さんの拭き取り、お子さんの検温	・ヘルパーのみでの沐浴や沐浴指導（介助のみ可）
	適切な育児環境の整備	・ベビー布団を干す ・お子さんの着替え	・ベビーベットの組み立て、移動

	その他必要な育児援助	・お子さんの検温 ・玩具であやす、見守り ・抱っこ ・上のお子さんの見守り ・絵本の読み聞かせ	・乳児用玩具の取り付け等（メリーツリー等）の取り付け ・内服薬の与薬、塗り薬の塗布、爪切り ・専門的な育児相談 ・産後骨盤マッサージ

ウ　外出援助

以下の内容を満たす場合のみ、利用可能です。

１）利用者と乳幼児が一緒に外出すること
２）２時間または４時間の枠内で、出発から帰宅までが完了すること
３）利用者宅から出発し、利用者宅に帰宅後にサービスを終了すること
４）徒歩または公共交通機関のみを利用すること
※電車・バス等の交通費は、ヘルパー分を含めて利用者負担となります

具体的な援助内容は以下の表のとおりです。※あくまで監護の主体は、利用者になります。

大項目	中項目	小項目①（援助できる内容）	小項目②（援助できない内容）
外出時の援助	散歩、公園で遊ぶ	・自宅周辺の散歩、公園での遊び同行 ・自宅近隣の子ども向け施設（リラックス館等）への同行	・遠方の公園等（利用時間内に帰宅が見込めない場所）への同行 ・危険性の高い遊具、場所での遊び
	買い物	・自宅近隣の店舗での買い物	・遠方の商業施設等（利用時間内に帰宅が見込めない場所）への同行 ・重量物の運搬
	保育園等への送迎	・上の子の保育園等への送迎付き添い	・遠方の施設等（利用時間内に帰宅が見込めない場所）への同行 ・対象乳幼児の送迎
	健診、通院等の付き添い	・乳幼児健診会場への同行 ・産婦人科への受診付き添い ・整形外科等、感染リスクの低い診療科への受診付き添い	・遠方の施設等（利用時間内に帰宅が見込めない場所）への同行 ・待ち時間が長く、利用時間内に帰宅が見込めない受診の同行 ・感染リスクの高い診療科への受診付き添い ・医療行為を伴うもの ・利用者が検査等でヘルパーと乳幼児のみ別室で長時間待機となる場合
	その他日常生活のための外出同行	・各種手続きの同行（市役所や金融機関など、本人が行う手続きの同行） ・日常生活の範囲内での外出同行（図書館の貸出・返却、郵便局での発送・受領など）	・遠方の施設等（利用時間内に帰宅が見込めない場所）への同行 ・待ち時間が長く、利用時間内に帰宅が見込めない手続きの同行 ・利用者の代理での手続き行為